

○火葬場(法第11条第1項第7号)

当初、昭和37年度に建設しましたが、建物が老朽化したため、平成4年度より3箇年事業として再整備を行い、平成6年6月より従来のイメージを一新し、名称を「平塚市聖苑」と改め運営しています。また、令和2年度に都市計画の見直しにより、管理運営上の敷地面積に変更する等の都市計画変更を行いました。

◇火葬場の決定内容 ※括弧内は変更前を示す。

番号	名 称	位 置	面積(ha)	決定年月日・告示番号
1	平塚市聖苑 (平塚市営火葬場)	田村九丁目地内	約 1.23ha (1.33ha)	令和 3. 3. 22 市第 87 号 (昭和 37. 10. 5 建設省第 2573 号)

都市施設（その他）

凡例	
■	汚物処理場・ごみ焼却場
▲	火葬場
●	ごみ処理場
---	都市計画区域
- - -	市街化区域

